

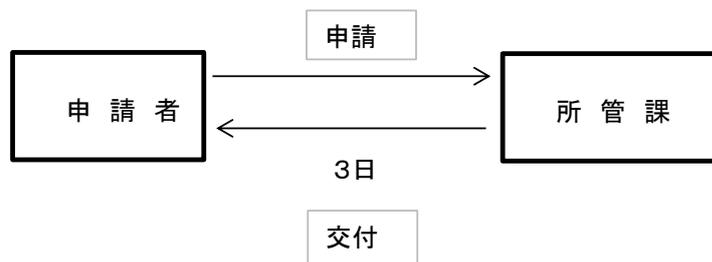
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 155

処 分 名	診療所・助産所開設者管理免除許可	
処 分 の 概 要	診療所又は助産所の開設者が当該施設の管理者とならないことを許可する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第12条第1項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
審 査 基 準	<p>診療所又は助産所の開設者が当該施設の管理者とならない場合の許可申請で、医療法その他関係法令等を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。 2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。</p> <p>(参考) 医療法第12条中、「他の者」とあるのは「医師又は歯科医師である他の者」でなければならない。 医療法第12条第1項但書に関する件(昭和24年1月10日付け医収第26号福島県知事宛 厚生省医務局長回答)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。